

石川県公報

令和7年12月12日（金曜日）

号

外

（第 79 号）

四

次

公安委員会

○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

1

公 告 牌 面

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十一日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第七号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和三十五年石川県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項を次のように改める。

5 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の交付が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた場合は、次項の規定により掲示する目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成する場合であつて、当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に係る記録媒体をいう。第十項において同じ。）に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させなければならない。

第八条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該駐車許可証（前項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他の物に表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

第八条に次の二項を加える。

10 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該駐車許可証（第三号の場合にあつては、発見した駐車許可証）を廃棄（第五項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければならない。

一 駐車許可の期間が満了したとき。

二 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなつたとき。

三 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見したとき。

四 警察署長から駐車許可を取り消されたとき。

別記様式第十（表）及び別記様式第十の一（表）中

本籍・国籍等		電話番号	
住 所	石川県	を	

本籍・国籍等		電話番号	
住 所	石川県	記載事項 変更の 有無	に改める。 有・無

別記様式第十の二（表）中

本籍・国籍等		電話番号	
住 所	石川県	を	

本籍・国籍等		電話番号	
住 所	石川県	記載事項 変更の 有無	に改める。 有・無

別記様式第十の九を次のとおりに改める。

別記様式第11の9（第22条の5関係）

(表)

運転免許証再交付申請書

(兼 保有状況変更届)

石川県公安委員会 殿

申請日

資料区分	再交付		生年月日	
	59			
フリガナ			電話番号	
氏名				
現行保有状況	免許証のみ・マイナ免許証のみ・両方			
再交付後の保有状況	免許証のみ・マイナ免許証のみ・両方			
マイナカードの効力	有効・失効	マイナ免許証の亡失等	有・無	免許証の亡失等

※ 記載事項変更がある方は、変更する項目のみ記入してください。

處理欄

記載事項変更		□ 有		□ 無					
変更する方のみ	同時申請	フリガナ							
		新氏名							
		新本籍							
	新住所	アパート・マンション名				(棟号)			
		新生年月日		大正	昭和	平成	年月日	新性別	男・女
		2	3	4					
免許証 暗証番号①		免許証 暗証番号②		マイナ免許証 暗証番号					

※ 暗証番号は免許証のIC情報を保護するためのものです。

再交付理由	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	亡失	盜難	焼失	滅失	汚損	破損	記載事項 条件変更	写真変更	その他

受付場所	担当者	確認

* 再交付理由が上記の1、2、3、4、9に該当する方は、裏面も記入してください。

(裏)

運転免許証亡失等状況申立書

～以下、チェック等を記載してください。～

私は、下記のとおり、運転免許証を亡失等しました。

交付を受けた後、亡失等した免許証が見つかったときは、速やかに返納します。

不正に再交付を受けて免許証を2通以上持つことをしません。

警察への届出について	<input type="checkbox"/> 遺失届（No.）	<input type="checkbox"/> 被害届		
<input type="checkbox"/> 届出していない				
届出日	年 月 日	届出先	警察署	□ 交番 □ 駐在所
免許証は (場所)	年 月 日	午前・午後	時頃に	で見たのが最後です。
				で免許証の亡失等に気がつきました。
その間の立ち寄り先は	です。			
具体的には 免許証は	に入れており、 ので、亡失等したと思います。			

マイナ免許証亡失等申立書

～以下のいずれかをチェックしてください。～

私はマイナンバーカードを亡失等しました。

私は、マイナンバーカードを更新しました。

氏名（署名）

年 月 日 付けで申請した運転免許証を受領しました。

受領日 年 月 日 氏名（署名）

別記様式第十四の四（表）中

「石川県公安委員会 殿

資料区分	全 部	一 部	一部更新	経歴同時	申 請 日
	9 4	3 9	3 3	3 6 - 9 4	
フリガナ					電 話 番 号
氏 名					

種 類	全 部	一 部
経歴証明書	あり	なし
処分番号		

を

」

「石川県公安委員会 殿

資料区分	全 部	一 部	一部更新	経歴同時	申 請 日
	9 4	3 9	3 3	3 6 - 9 4	
フリガナ					電 話 番 号
氏 名					

処分番号			
種 類	全 部		
経歴証明書	あり	なし	

に改める。

生年月日

別記様式第十四の五（表）を次のよひに改める。

別記様式第14の5(第31条の5関係)

(表)

運転経歴証明書等(交付・再交付)申請書

石川県公安委員会 殿

資料区分	申取後経歴	再交付	失効経歴	申請日	生年月日
	36	36	39→36-94		
フリガナ				電話番号	住所
氏名					

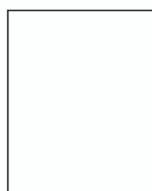
現行保有状況	運転経歴証明書のみ・マイナ経歴証明書のみ・両方・未保有				
申請後の保有状況	運転経歴証明書のみ・マイナ経歴証明書のみ・両方				
マイナカードの効力	1.有効 2.失効	マイナ運転経歴 証明書の亡失等	1.有 2.無	運転経歴証明 書の亡失等	1.有 2.無

※ 太枠内を記入してください。

変更する方のみ	記載事項変更	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 変更済み
	新住所		
	その他		

マイナ経歴証明書 暗証番号	
------------------	--

※ 再交付を申請する方は裏面も記入してください。



処理欄		
<input type="checkbox"/> 代理申請		
<input type="checkbox"/> 申請取消済み		
申請日		
処分番号		
<input type="checkbox"/> 失効後5年以内		
<input type="checkbox"/> 再交付		
受付場所 担当者 確認		
運転免許課使用欄		
点検	登録	最終確認

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十一月十五日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の石川県道路交通法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

